

令和8年度杉並区文化芸術活動助成金 募集要項

(若手アーティスト文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

若手アーティスト文化芸術活動助成金は、学生や10代の方でも申請が可能です。区内における文化芸術活動の更なる振興を目指し、若手アーティストによる創造性に富んだチャレンジを区が支援します。

助成金額

1事業当たり 上限20万円(補助率 10/10)

承認予定件数

10件程度

事業実施対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

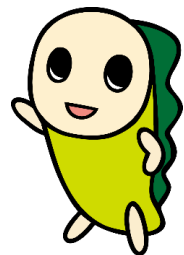
受付期間

令和8年4月15日(水)～5月29日(金)

提出方法

**郵送(消印有効)または
窓口持参(平日 17時まで。休日夜間受付窓口不可。)**

提出書類に不備がないか確認
しましょう！
分からないことがあれば、
気軽にお問合せください。



問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階
電話 03-5307-0734 (直通)
Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

公表：令和8年4月15日

1 対象者

(1) 個人の要件

申請時点で次の（ア）～（イ）を全て満たしていること。

（ア）杉並区に住民登録をしていること

（イ）満 39 歳以下であること

※住民票（6カ月以内のもの）、免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写しを提出すること。

※マイナンバーカードを提出する場合は個人番号がわからないよう、表面のみをコピーして提出してください。

(2) 団体の要件

申請時点で、次の（ア）～（キ）を全て満たしていること。

（ア）直近3年以内（令和5年（2023年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること

（イ）当該団体の代表者が満 39 歳以下であること

※住民票、免許証等のいずれかを提出（写し可）すること。

（ウ）当該団体の構成員の3分の2以上が満 39 歳以下若しくは団体の活動歴が5年以下であること

（エ）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（オ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（カ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（キ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記エ～カが定款等に明記※されていること）

※（エ）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

※（オ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

※杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても、主たる事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

(3) その他注意事項

○申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

○個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

○団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

- 育児や療養等のやむを得ない理由により、活動を中断した期間がある方は、申請時点において満44歳以下まで申請が可能です。(P11 Q&A1-10参照)
- 申請者が18歳未満の場合は、保護者の承諾書が必要になります。様式がありますので別途お問い合わせください。

(4) 対象外となる要件

- 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、**広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業**（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 対象期間内に、**区内で実施される事業であること**
※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。
- (2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること
- (3) 以下の事業に該当しないこと
 - 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
 - 政治目的又は宗教活動を有する事業
 - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けて行う事業
 - 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
 - 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

対象期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和8年8月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

4 助成金額と助成予定件数

- (1) 1事業当たり：上限20万円（助成対象経費の10/10）

対象経費の合計額	助成金額
① 20万円以上	20万円
② 20万円以下	対象経費の10/10

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、**10件程度**助成します。

○区の広報媒体を利用した事業周知について

本助成金に承認された事業は、区公式HP等への掲載のほか、区立施設へチラシ配架を行うことができます。詳細については、承認後お知らせいたします。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和8年4月15日(水)～5月29日(金)

(2) 申請受付方法

郵送（消印有効）または窓口持参（平日17時まで。**夜間休日受付窓口不可。**）にて受付します。

(3) 申請書類

以下の申請書類を各1部（**A4サイズ**で印刷すること）提出してください。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s030/news/25128.html>

なお、申請書類の返却はしませんので、**必ず写しを保管してください。**

※フリクション（消せる）ペンでの記入は認められません。

※団体として申請する場合、申請書には代表者印のみを押印してください。

【申請書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）
②	申請書別紙 ※個人と団体で異なります
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
⑤	個人で申請する場合：住民登録及び年齢を証する書類（住民票、免許証、マイナンバーカード等の写し）
	団体で申請する場合： (1) 「1対象者の（2）エ～カ」を満たす定款又はこれに準ずる規約または会則等 (2) 代表者の年齢が分かる書類（住民票、免許証、マイナンバーカード等の写し） (3) 団体構成員名簿
⑥	団体で申請する場合：令和5年4月1日～令和8年3月31日に広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（ 申請者が主催していることがわかる資料を1事業分 提出してください。） 例： 主催者、事業日時、内容が分かる プログラム、チラシ等（写し可）。WEB上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。



個人と団体で必要書類が異なりますので、よく確認してご提出ください。

※提出いただいた個人情報は、本助成金事業にのみ使用いたします。

6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料、感染症対策費
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	図録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費 (例)	○有料頒布するプログラム、図録等の作成経費
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等
	○自ら設置または管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料 （申請事業にのみ使用する場合の賃借料は対象経費）
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費（例：USB、SDカード、延長コード等）
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）
	○作品の制作等に向けた視察等の費用
	○飲食費、食糧費（茶菓、弁当等）
	○立替払いにより支払われた費用
	○助成金報告書作成経費（写真印刷費等）
	○事務用品（はさみ、のり等）
	○印紙代、振込手数料
	○物販手数料
	○個人への支給品・記念品代
	○カラオケ代
○菓子折り等物品による謝礼	

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。また、令和7年度の申請状況及び審査の概要(まとめ)について区 HP に掲載していますので参考にご覧ください。

（主な審査基準）

○【重点】創造性に富んでいるか

○事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性

○文化芸術活動としての継続性

○上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。

・「区民が文化・芸術に触れられる機会を創出しているか」

・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」

・「社会課題に対する取組があるか」

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和8年8月上旬(予定)までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合

(3) 申請書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関係する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

○募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等

○現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為

○区が主催する審議会、意見交換会等への参加

(5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

(1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき

(4) 助成事業の内容が承認時から大きく変更になったとき

- (5) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (6) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (7) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (8) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (9) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

11 事業報告・領収書について

(1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後**1か月以内**に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。既に事業が終了している場合は、提出期限を別途通知します。3月に実施する事業についても、令和9年3月31日（水）までにご提出ください。

【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

(2) 領収書

【正しい領収書 (例)】

領 収 書

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
杉並区〇〇〇-〇〇-〇〇

すぎなみカルテット 御中

宛名が申請者になっている。

下記、正に領収いたしました。

No.	1234567890
発行日	2020/〇/〇



株式会社ライブハウス杉並
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並ビル1階
TEL: 03-1111-1111 FAX: 03-1111-1111

発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、領収印が押されている。

合計金額	¥55,000
但	〇〇ミュージックホール使用料として
税率	10%
消費税額	¥5,000

具体的な品名が明記されている。

5万円以上のため収入印紙と割印(消印)がある。

提出する領収書は以下の点に注意してください。

- 宛 名 : 申請者名(団体で申請のときは団体名)または代表者名が記載されたものであること(略称は不可)
※認められない例: 名字だけのもの(○杉並 太郎 ×杉並)、宛名のないもの(上様も不可)、申請時の団体名(または代表者名)以外の宛名が記載されたもの
- 品 名 : 具体的な品名が明記されたものであること※「お品代」は認めることはできません
- 発行者 : 発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること(領収印が必要ない場合もありますので、P12のQ&A(Q3-2)をご参照ください。)
- 日 付 : 事業を実施する上で適正な日付のものであること
- 収入印紙 : 5万円以上の領収証には原則収入印紙の貼付および消印が必要です。詳細は国税庁のホームページ等をご確認ください。
- 注意事項
 - ・「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。
 - ・口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。
 - ・各種ポイント支払い分(円換算分)は対象外経費となります。

※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要になりますので、記載事項に誤り等がないかよく確認してください。

12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を基に助成金額（上限 20 万円、補助率 10/10、**1,000 円未満切り捨て**）を確定します。事業報告書類に不備がないことを確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

13 その他の注意事項

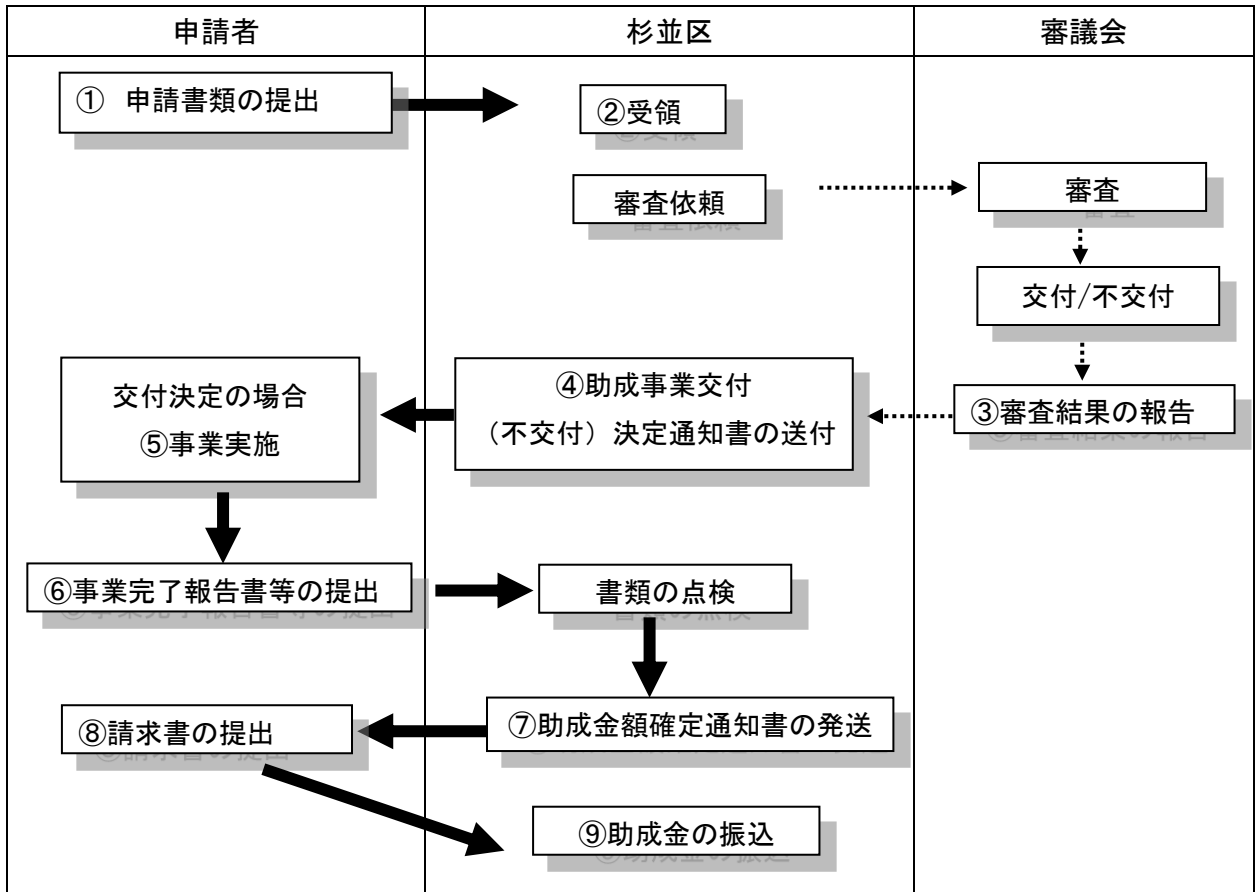
- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成（若手アーティスト文化芸術活動事業）」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

★文化芸術活動助成金ロゴマーク



杉並区文化芸術活動助成事業

■助成金交付までの流れ



14 助成金Q&A

【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 申請者の年齢に下限はありますか？

A1-3 下限はありません。学生の方も申請可能です。なお、申請者が18歳未満の場合は、保護者の承諾書が必要になります。様式がありますので別途お問い合わせください。

Q1-4 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-4 申請できません。

Q1-5 令和7年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-5 可能です。

Q1-6 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

A1-6 団体として申請する場合は対象となりません。個人での申請は活動実績を要件としないため、対象となります。

Q1-7 団体で申請する場合、コロナ禍のため事業を中止していて直近の活動が令和5年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-7 対象となりません。

Q1-8 団体で申請する場合の活動実績について、自ら主催した活動ではなく、他の主催者から依頼されて行った活動は、実績として認められますか？

A1-8 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがありますが、提出いただいた各種書類に基づき、審議会が判断します。

Q1-9 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-9 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会が判断します。

Q1-10 子どもの育児のため、3年間活動を中断しており、申請時点で満44歳です。申請は可能ですか？

A1-10 可能です。必要に応じて中断した期間が分かる書類の提出をお願いする場合があります。

【個人の場合】申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。

【団体の場合】代表者は申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。構成員は「団体構成員名簿」の「活動を中断した期間と理由」欄に記載してください。

Q1-11 団体に申請する場合、「申請時点において当該団体の構成員の3分の2以上が満39歳以下であること若しくは団体の活動歴が5年以下であること」とありますが、どちらか一方に当てはまればよいということですか？

A1-11 どちらか一方に当てはまれば申請が可能です。

Q1-12 団体に申請する場合、「直近3年以内（令和5年（2023年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること」とありますが、杉並区以外で実施した活動は実績として認められますか？

A1-12 認められます。

Q1-13 団体の活動実績でオンラインのみの実績ならありますが、認められますか？

A1-13 オンラインのみの実績の場合も認められます。ただし、インターネット上のWEBサイト等で不特定多数の方が見ることができる方法で実施したことが条件となります。

Q1-14 団体に申請する場合の活動実績について、申請する団体としての実績はありませんが、団体の構成員の実績が1回以上あれば申請できますか？

A1-14 申請できません。申請する団体が主催した実績が必要です。

Q1-15 申請後に区外へ転出した場合でも、助成の対象となりますか？

A1-15 申請時点で杉並区に住民登録があれば原則助成の対象となります。なお、区内転居及び区外転出のどちらも住所変更届（様式あり）の提出が必要となりますので文化・交流課までご連絡ください。

Q1-16 1人で会社を営んでいます。個人か団体どちらで申請するべきでしょうか？

A1-16 過去の実績、申請する事業が会社名義での申請であれば団体での申請となります。

Q1-17 任意団体でも申請できるのでしょうか？

A1-17 P1「団体の要件」を満たしていれば申請可能です。

【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限20万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 文化芸術活動事業助成金（第1期）との同時申請はできませんが、若手アーティスト文化芸術活動助成金に申請し採択されなかった場合、10月実施予定の文化芸術活動事業助成金（第2期）への申請は可能です。その際は応募要件や申請書の様式が異なるため、よく募集要項を確認してください。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか？

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象になりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが要件となります。

Q2-7 複数箇所で事業を実施しますが、1つの申請でよいでしょうか？

A2-7 会場が複数であっても1つの事業であれば1つの申請となります。

【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、ご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

Q3-7 対象経費が20万円を超える場合でも、事業にかかる全ての領収書の提出が必要でしょうか？

A3-7 全ての領収書の提出が必要です。

【その他】

Q4-1 承認予定件数10件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。

Q4-4 過去実績のチラシ原本の保管がないため、データを印刷したものでも可能でしょうか？

A4-4 可能です。

Q4-5 P8の13注意事項（3）助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページ等に掲載します。とありますが、芸名で活動しているため本名を公表されたくありません。申請書の申請者名の欄には本名を書かないとだめでしょうか？

A4-5 本名を公表されたくない方は、申請者名の欄に本名を記入した上で、右側に（芸名）をご記入ください。